

Ⅲ 仕様書

1. 業務名 堺市立総合医療センター 在宅用酸素供給装置の借上げ業務

2. 履行場所 当機構の指定する場所

3. 履行期間 平成30年4月1日～平成32年3月31日

4. 業務内容

本業務は、賃借人 地方独立行政法人 堺市立病院機構（以下「甲」という。）と賃貸人（以下「乙」という。）が締結する、在宅用酸素供給装置の借上げおよび保守点検業務における単価契約の締結に関してその内容を示すものであるが、本仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて甲が必要と認めたものは、契約単価の範囲内で乙が実施するものとする。

5. 借上げ機器

対象機器、装備及び年間予定数量は次のとおりとする。尚、各機器の付属品、消耗部品等の提供に関しては無償とし、患者に負担させてはならない。また、機器の設置については、当該契約期間内に甲が発行する処方分とする。数量については状況により増減する可能性がある。

対象機器	装備	年間予定数量（台）
酸素濃縮装置	本体、延長チューブ、カニュラ（又は酸素マスク）により構成されていること。	902
携帯用酸素ボンベ	酸素ボンベ、流量設定器本体、呼吸同調式デマンドバルブとの接続チューブにより構成されていること。	837
呼吸同調式デマンドバルブ （呼吸同調レギュレーター含む）	本体のみで構成されていること。	729

※年間予定数量は平成29年度実績をもとに算出

6. 保守点検

(1) 機器の維持管理

- ・維持管理に関する基本的な考え方が明確に示されていること。
- ・日常の点検内容が明確であること。
- ・定期的な点検内容が明確であること。
- ・点検は機器に精通した専門スタッフが実施し、その結果を速やかに報告させていること。

(2) 支援体制

① 24時間対応

- ・24時間365日対応とその基準が明確であること。
- ・故障発生時の対策が適切であること。

② 緊急対応

- ・停電時等の緊急対応体制が明確であること。
- ・外出時のトラブルに対する対応が明確であること。

③ 災害対応

- ・被災地の患者への対応が明確であること。
- ・被災地の患者への全社的支援体制が明確であること。
- ・災害時対応マニュアルを整備していること。

④ 衛生管理

- ・機器類の消毒等の衛生管理体制とその実施済み表示方法が明確であること。

⑤ スタッフの研修

- ・スタッフの教育体制が明確であること。
- ・教育内容には症状・治療法、機器の専門知識、患者対応等が含まれていること。

⑥ 個人情報保護

- ・患者の情報管理体制を確立していること。
- ・患者宅訪問時の情報持ち出し等におけるセキュリティ対策が確保されていること。